

個人医院の廃院手続き

医療機関の運営の選択肢には、個人事業の形態と、医療法人を設立して行う形態があります。これらのうち、個人事業（個人病医院）の形態の医療機関が廃業する場合には、その廃業に際し、様々な手続きを行う必要があります。そこで本稿では、個人医院の廃業に際しての行政手続と税務上の留意点について確認することといたします。

1. 個人医院廃止の行政手続

(1) 廃業する場合

個人医院が廃業の決定をした場合、院長は医療法上の開設者として、保健所へ「診療所廃止届」を提出する必要があります。そして、保健所へ「診療用X線装置廃止届」や、地方厚生局へ「保険医療機関廃止届」を提出します。

(2) 院長の死亡により廃業する場合

開設者である院長が亡くなった場合、保健所へ、「診療所開設者死亡届」と医師免許証を返納するための「医籍登録の抹消申請書」を提出し、廃業の手続きをする必要があります。なお、その場合には、院長の死亡と同時に病医院を廃止したものと取り扱われるため、その医院に院長以外の医師が勤務している場合、院長の死亡後は原則として医療行為ができなくなるため、その点に注意が必要です。

【主な行政手続と期限（提出先）】

名称	期限	提出先
1 病院（診療所）廃止届	病医院廃止後10日以内	保健所
2 病院（診療所）開設者死亡届	開設者死亡後10日以内	保健所
3 医籍登録抹消申請書	死亡等の日の翌日から30日以内	保健所
4 医療用X線装置廃止届	病医院廃止後10日以内	保健所
5 保険医療機関廃止届	病医院廃止後遅滞なく	地方厚生局

2. 個人事業廃業の税務手続

個人医院を廃業する意思決定をした場合、院長は税務上の個人事業主として、税務署や都道府県税事務所等に下記の届出をする必要があります。

【主な税務届と期限（提出先）】

名称	期限	提出先
1 個人事業の廃業等届出書	事業廃止の事実があった日から1ヶ月以内	税務署
2 個人事業者の死亡届出書	消費税の課税事業者が死亡した場合、死亡の事由発生後、速やかに	税務署
3 給与支払事務所等の廃止届出書	給与支払事務所等の廃止の事実のあった日から1ヶ月以内	税務署
4 事業廃止等申告書	都道府県税事務所・市町村がそれぞれに定める期間内	都道府県税事務所/市町村

3. 医療機器等の廃棄、売却

医院を廃業する場合、使用しなくなったAEDや透析機器等の医療機器等を廃棄または売却する場合があります。この場合、一定の医療機器については、事前に製造販売業者に通知を行い、指示事項を遵守する等法律に基づいた適正な処理を行わなければならないため、その点に注意が必要になります。

4. 従業員に関する手続

(1) 従業員の解雇に関する手続

医院を廃業する場合、従業員との労働契約も消滅することから、従業員を解雇することになります。この場合、労働契約法と労働基準法の定めに従い、30日前までに解雇通知を行わなければなりません。この通知ができない場合、解雇予告手当を支払う必要があります。

(2) 社会保険に関する手続

個人医院を廃業する場合、社会保険等に関して、次頁の届が必要になります。また、従業員の健康保険・厚生年金や雇用保険の資格の喪失届の提出が必要になります。



【主な社会保険手続きと期限(提出先)】

	名称	期限	提出先
1	健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届	廃止から5日以内	年金事務所等
2	健康保険・厚生年金保険被保険者資格者喪失届	廃止から5日以内	年金事務所等
3	雇用保険適用事業所廃止届	廃止から10日以内	公共職業安定所
4	雇用保険被保険者資格喪失届	資格喪失の翌日から10日以内	公共職業安定所
5	雇用保険被保険者離職証明書	4と同時	公共職業安定所
6	労働保険料確定保険申告書、労働保険料還付請求書	廃止から50日以内	労働基準監督署

5. 個人医院を廃業する場合の税務上の留意点

(1) 廃業する場合の税務上の留意点

院長は税務上の個人事業主として、通常、その年の1月1日～12月31日までを事業年分として、記帳を行い、決算を行い、収支内訳書または決算書を作成したうえで、確定申告することになります。

但し、個人医院を廃業した場合、通常の確定申告の論点に加え、下記の税務上の論点に留意が必要となります。

【確定申告の際の主な留意事項】

① 減価償却資産及び一括償却資産の必要経費算入

- 個人医院を廃止した年分の減価償却資産の償却費計算は、1年分の償却費を、1月1日から個人病医院を廃止した日までの期間で月数按分する。
- 一括償却資産については、前年までに必要経費に算入していない金額は、個人医院を廃止した年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

② 貸倒引当金繰入

- 個人医院を廃止した年分について、貸倒引当金の計上額は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できない。

③ 必要経費の特例

- 個人医院を廃止した場合、原則、廃止した日の属する年分の1月1日から廃止した日までに生じたものを必要経費とする。但し、個人医院の廃止後において生じた費用等で、個人医院を廃止しなければその年分以後の必要経費に算入されるべき金額が生じた場合、その金額は廃止した日の属する年分またはその前年分の必要経費に算入することができる。

④ 事業税の見込控除

- 事業税の必要経費算入時期は、事業税の賦課決定により納付すべきことが確定された日となるため、必要経費算入時期は、原則、翌年となる。しかしながら、個人医院を廃止した年分の所得について課税される事業税は、課税見込額を廃止した年分の必要経費に算入することができる。上記の見込控除を行わない場合、事業税については、個人医院を廃止した年分の所得税につき、更正の請求を行うことができる。

⑤ 社会保険診療報酬の所得計算の特例

- 社会保険診療報酬が5,000万円以下で、かつ自由診療を含めた医業収入が7,000万円以下である場合、実際の経費計上に代えて、概算経費計上を選択することができる。

⑥ 予定納税額の減額

- 個人医院の廃止後は、「所得税の予定納税額の減額申請手続」を行うことにより、予定納税の負担額を軽減することができる。

(2) 院長の死亡により廃業する場合の税務上の留意点

個人医院の院長の死亡により廃業する場合には、1月1日から亡くなった日までの院長の準確定申告が必要になります。その場合の留意点は、上記(1)の生前の廃業と同様です。

また、医院の土地や建物、医療機器、借入金等は個人の財産及び債務となりますので、それらは院長の相続財産となります。そのため、それらについては、相続税の申告が必要になります。

(本資料の著作権はすべて税理士法人山田&パートナーズに帰属します。)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性について保証をするものではありません。また、発行日現在の法令・関係規則等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引の勧誘を目的としたものではありません。

